

平成29年度

一般会計補正予算（第4号）

霧 島 市



## 専決処分した事件の承認について

平成29年度霧島市の一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成29年12月5日提出  
霧島市長 中重 真一



平成29年度霧島市一般会計補正予算（第4号）の

専決処分について

平成29年度霧島市の一般会計補正予算（第4号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年10月31日  
霧島市長 前田 終止





## 平成29年度 霧島市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度霧島市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,196,028千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。





平成29年度

一般会計補正予算（第4号）  
に 関 す る 説 明 書

霧 島 市





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1,099,066	10,000	1,109,066
歳出合計	58,186,028	10,000	58,196,028







### 3. 歳 出

(款) 7 商工費							
(項) 1 商工費							
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 観光費	132,125	10,000	142,125				10,000
合 計	1,099,066	10,000	1,109,066				10,000

